

A D R 関係法令に係る今後の見通し等について

法務省大臣官房司法法制部付

内 堀 宏 達

1 A D R 法関係

- (1) 認証制度の概要
- (2) A D R 法施行までの作業等
- (3) 認証の基準と A D R 業務の整備等

2 A D R の展望

- (1) 多様な A D R の展開
- (2) 法律関係マネージメントの一環としての A D R
- (3) 関係者の連携協力

3 その他

【資料2-1】

ADR法の全体像

第1章 総則

- 基本理念(3条1項)＝法による紛争解決手続として、
 - ・当事者の自主的な努力の尊重
 - ・公正かつ適正な実施
 - ・専門的知見を反映、紛争の実情に即した迅速な解決
- ADRを行う者の連携協力(3条2項)
- 国・地方公共団体の情報提供等の責務(4条)

国民の理解の増進
関係者間の連携

認証制度

- 意義＝民間紛争解決手続の業務を行う者の申請に基づき、法務大臣が、当該業務が法令の定める一定の基準に適合しているかどうかを審査判断し、適合していると認められる場合に、当該業務について認証(5条、6条)

民間紛争解決手続＝和解の仲介を行う民間事業者の裁判外紛争解決手続(2条1号)

第2章 認証紛争解決手続の業務

第1節 民間紛争解決手続の業務の認証

- 認証基準(6条)
 - (1)業務が1号～16号の基準に適合
 - (2)(1)の業務に必要な知識・能力・経理的基礎
- 欠格事由(暴力団員等)(7条)
- 手続 申請(8条)⇒法務大臣の審査⇒認証
※関係大臣への協議等、認証審査参与員の意見

情報の提供等

- 認証の公示(11条1項)
- 認証等の掲示(11条2項)
- 説明義務(14条)
- インターネット等による公表(31条)

ADRの選択の目安の提供

第2節 認証紛争解決事業者の業務

- (1)説明義務(14条)
- (2)暴力団員等の使用禁止(15条)
- (3)手続実施記録の作成保存(16条)

第3節 報告等

- 報告等
 - (1)事業報告書等の提出(20条)
 - (2)法務大臣の報告徴求・検査(21条)
 - (3)法務大臣による措置の勧告・命令(22条)
※民間ADRの特性の配慮

- 認証の取消し(23条)

- 各種専門家による手続実施

- 時効中断(25条)

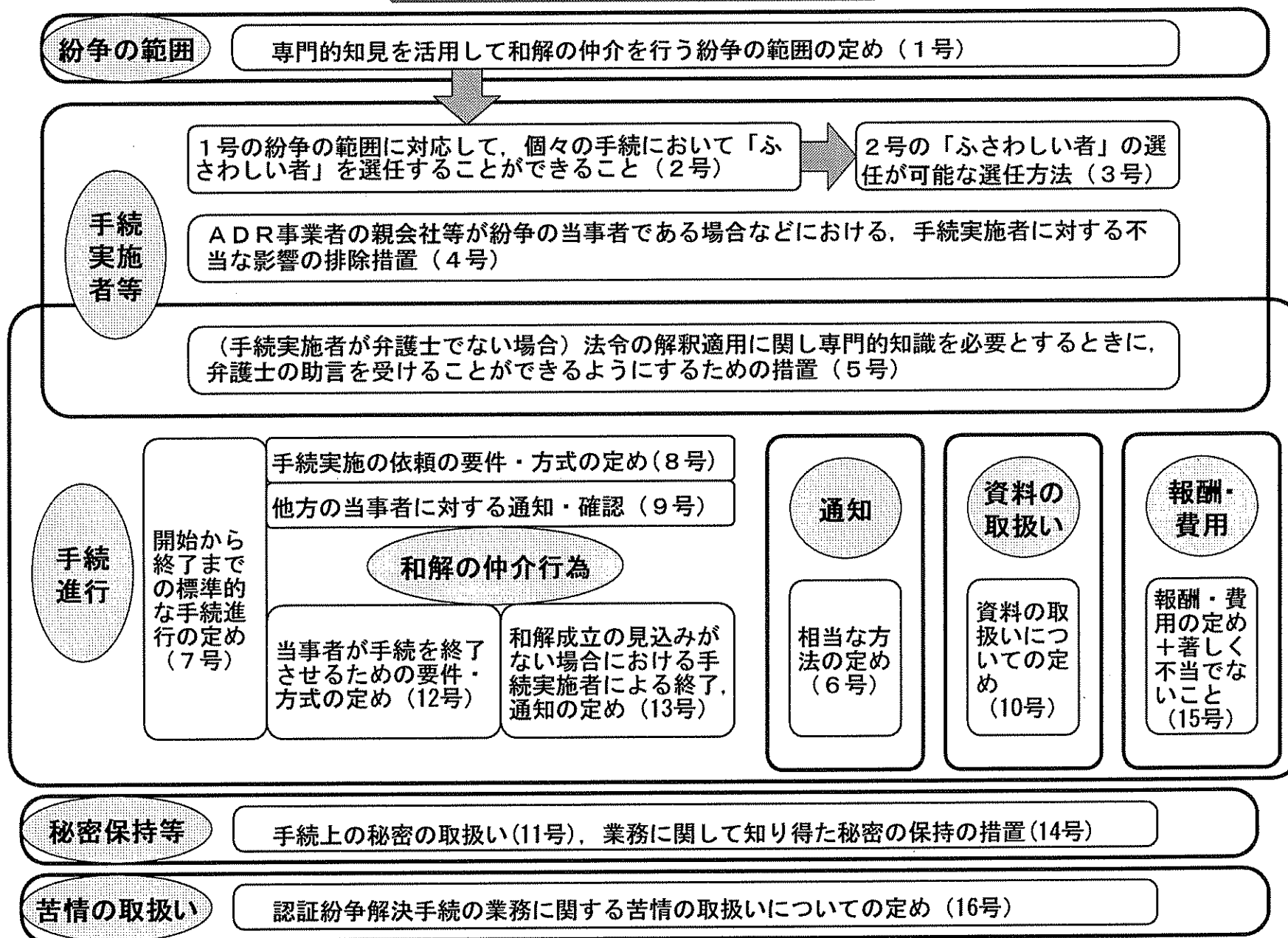
- 訴訟手続の中止(26条)

- 調停の前置に関する特則(27条)

第3章 認証手続の特例

専門家の活用
の機会の拡充

権利の時効消滅等の不利益を心配せずにADRに専念できる環境の整備



裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）（抄）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。以下同じ。）が、第三者の専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続として重要なものとなっていることにかんがみ、裁判外紛争解決手続についての基本理念及び国等の責務を定めるとともに、民間紛争解決手続の業務に関し、認証の制度を設け、併せて時効の中断等に係る特例を定めてその利便の向上を図ること等により、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし、もって国民の権利利益の適切な実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 民間紛争解決手続 民間事業者が、紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続をいう。ただし、法律の規定により指定を受けた者が当該法律の規定による紛争の解決の業務として行う裁判外紛争解決手続で政令で定めるものを除く。
- 二 手続実施者 民間紛争解決手続において和解の仲介を実施する者をいう。

三 認証紛争解決手続 第五条の認証を受けた業務として行う民間紛争解決手続をいう。

四 認証紛争解決事業者 第五条の認証を受け、認証紛争解決手続の業務を行う者をいう。

（基本理念等）

第三条 裁判外紛争解決手続は、法による紛争の解決のための手続として、紛争の当事者の自主的な紛争解決の努力を尊重しつつ、公正かつ適正に実施され、かつ、専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図るものでなければならない。

2 裁判外紛争解決手続を行う者は、前項の基本理念にのっとり、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。

（国等の責務）

第四条 国は、裁判外紛争解決手続の利用の促進を図るため、裁判外紛争解決手続に関する内外の動向、その利用の状況その他の事項についての調査及び分析並びに情報の提供その他の必要な措置を講じ、裁判外紛争解決手続についての国民の理解を増進させるように努めなければならない。

2 地方公共団体は、裁判外紛争解決手続の普及が住民福祉の向上に寄与することにかんがみ、国との適切な役割分担を踏まえつつ、裁判外紛争解決手続に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 認証紛争解決手続の業務

第一節 民間紛争解決手続の業務の認証 （民間紛争解決手続の業務の認証）

第五条 民間紛争解決手続を業として行う者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）は、その業務について、法務大臣の認証を受けることができる。

（認証の基準）

第六条 法務大臣は、前条の認証の申請をした者（以下「申請者」という。）が行う当該申請に係る民間紛争解決手続の業務が次に掲げる基準に適合し、かつ、申請者が当該業務を行うのに必要な知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであると認めるときは、当該業務について認証をするものとする。

- 一 その専門的な知見を活用して和解の仲介を行う紛争の範囲を定めていること。
- 二 前号の紛争の範囲に対応して、個々の民間紛争解決手続において和解の仲介を行うのにふさわしい者を手続実施者として選任することができること。
- 三 手続実施者の選任の方法及び手続実施者が紛争の当事者と利害関係を有することその他の民間紛争解決手続の公正な実施を妨げるおそれがある事由がある場合において、当該手続実施者を排除するための方法を定めていること。

四 申請者の実質的支配者等（申請者の株式の所有、申請者に対する融資その他の事由を通じて申請者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして法務省令で定める者をいう。以下この号において同じ。）又は申請者の子会社等（申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして法務省令で定める者をい

う。）を紛争の当事者とする紛争について民間紛争解決手続の業務を行うこととしている申請者にあつては、当該実質的支配者等又は申請者が手続実施者に対して不当な影響を及ぼすことを排除するための措置が講じられていること。

五 手続実施者が弁護士でない場合（司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第三条第一項第七号に規定する紛争について行う民間紛争解決手続において、手続実施者が同条第二項に規定する司法書士である場合を除く。）において、民間紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定めていること。

六 民間紛争解決手続の実施に際して行う通知について相当な方法を定めていること。

七 民間紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行について定めていること。

八 紛争の当事者が申請者に対し民間紛争解決手続の実施の依頼をする場合の要件及び方式を定めていること。

九 申請者が紛争の一方の当事者から前号の依頼を受けた場合において、紛争の他方の当事者に対し、速やかにその旨を通知するとともに、当該紛争の他方の当事者がこれに応じて民間紛争解決手続の実施を依頼するか否かを確認するための手続を定めていること。

十 民間紛争解決手続において提出された資料の保管、返還その他の取扱いの方法を定

【資料 2－3】

めていること。

十一 民間紛争解決手続において陳述される意見又は提出され、若しくは提示される資料に含まれる紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。第十六条に規定する手続実施記録に記載されているこれらの秘密についても、同様とする。

十二 紛争の当事者が民間紛争解決手続を終了させるための要件及び方式を定めていること。

十三 手続実施者が民間紛争解決手続によっては紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該民間紛争解決手続を終了し、その旨を紛争の当事者に通知することを定めていること。

十四 申請者（法人にあつてはその役員、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつてはその代表者又は管理人）、その代理人、使用人その他の従業者及び手続実施者について、これらの者が民間紛争解決手続の業務に関し知り得た秘密を確実に保持するための措置を定めていること。

十五 申請者（手続実施者を含む。）が支払を受ける報酬又は費用がある場合には、その額又は算定方法、支払方法その他必要な事項を定めており、これが著しく不当なものでないこと。

十六 申請者が行う民間紛争解決手続の業務に関する苦情の取扱いについて定めていること。

第七条～第十条 略

（認証の公示等）

第十一条 法務大臣は、第五条の認証をしたときは、認証紛争解決事業者の氏名又は名称及び住所を官報で公示しなければならない。

2 認証紛争解決事業者は、認証紛争解決手続を利用し、又は利用しようとする者に適正な情報を提供するため、法務省令で定めるところにより、認証紛争解決事業者である旨並びにその認証紛争解決手続の業務の内容及びその実施方法に係る事項であつて法務省令で定めるものを、認証紛争解決手続の業務を行う事務所において見やすいように掲示しなければならない。

3 略

第十二条・第十三条 略

第二節 認証紛争解決事業者の業務

（説明義務）

第十四条 認証紛争解決事業者は、認証紛争解決手続を実施する契約の締結に先立ち、紛争の当事者に対し、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項について、これを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を提供して説明をしなければならない。

一 手続実施者の選任に関する事項

二 紛争の当事者が支払う報酬又は費用に関する事項

三 第六条第七号に規定する認証紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行

四 前三号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

第十五条～第二十四条 略

第三章 認証紛争解決手続の利用に係る特例
（時効の中断）

第二十五条 認証紛争解決手続によっては紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないことを理由に手続実施者が当該認証紛争解決手続を終了した場合において、当該認証紛争解決手続の実施の依頼をした当該紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該認証紛争解決手続の目的となった請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、当該認証紛争解決手続における請求の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

2・3 略

（訴訟手続の中止）

第二十六条 紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について当該紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、当該紛争の当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

一 当該紛争について、当該紛争の当事者間において認証紛争解決手続が実施されていること。

二 前号に規定する場合のほか、当該紛争の当事者間に認証紛争解決手続によって当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

2・3 略

（調停の前置に関する特例）

第二十七条 民事調停法（昭和二十六年法律第

二百二十二号）第二十四条の二第一項の事件又は家事審判法（昭和二十二年法律第一百五十二号）第十八条第一項の事件（同法第二十三条の事件を除く。）について訴えを提起した当事者が当該訴えの提起前に当該事件について認証紛争解決手続の実施の依頼をし、かつ、当該依頼に基づいて実施された認証紛争解決手続によっては当事者間に和解が成立する見込みがないことを理由に当該認証紛争解決手続を終了した場合においては、民事調停法第二十四条の二又は家事審判法第十八条の規定は、適用しない。この場合において、受訴裁判所は、適当であると認めるときは、職権で、事件を調停に付することができる。

第四章 雑則

第二十八条～第三十条 略

（認証紛争解決手続の業務に関する情報の公表）

第三十一条 法務大臣は、認証紛争解決手続の業務に関する情報を広く国民に提供するため、法務省令で定めるところにより、認証紛争解決事業者の氏名又は名称及び住所、当該業務を行う事務所の所在地並びに当該業務の内容及びその実施方法に係る事項であつて法務省令で定めるものについて、インターネットの利用その他の方法により公表することができる。